

Title	唐代選舉の一側面
Sub Title	
Author	竹田, 龍兒(Takeda, Ryuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1941
Jtitle	史学 Vol.20, No.2 (1941. 11) ,p.15(201)- 52(238)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19411100-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

唐代選舉の一側面

竹田龍兒

(一)

科目によつて士を採るの法たる所謂科舉制度が隋代に創始されたと見る事は今や學界の通説となつてゐる。けれども實のところは隋の試験制度に關して餘り多くの事實が判明してゐないのであつて、これが創始の年代は固より、制度の内容に就いても未だ充分に知るを得ない状態である。

當時の選舉制度に關して隋書によつて漸く窺ひ得る處は、(一)文帝の開皇二年以後、賢良・秀才・孝悌廉潔・二科・四科・十科等の科が存し、(二)考試の方法として射策が行はれたこと、(三)開皇七年諸州に命じて歲毎に三人を貢せしめたこと及び(四)國子生の一經に通ずる者を擢用するに策問を課したこと等に過ぎない。^(註一)なほ隋代には以上の他に進士と明經の二科の存したことが舊唐書^(註二)その他によつて認められるのであるが、當時に於ける秀才・進士・明經の諸科と唐代のそれとの間の異同如何も未だ明かにされるに

は至つてゐない。

故松井等教授(註三)や那波利貞博士(註四)は隋の進士を以て試験合格の最優秀者に與へられた稱號乃至は資格と認めて居られ、科擧法實施の年代に就いても松井教授はこれを文帝の治世となし、那波博士は煬帝の大業二年に繋けてをられる。然し管見の及ぶ限りに於ては隋唐の文獻に試験制度創始の年代を明記せるものは全く見出し得ないのであつて、通鑑綱目に始めて進士科創設の年代が明記されてゐるのを發見するに止まる。即ち

大業二年秋七月……始建進士科。

と見えるのがそれで、この進士科の創建に關しても舊唐書薛登傳(卷一〇二)には

煬帝嗣興。又變前法。置進士等科。於是後生之徒。復相效倣。

といひ、唐書選舉志(卷四四)は

寶應二年。禮部侍郎楊綰上疏言。進士科起隋大業中。是時猶試策。

と記してゐるに過ぎない。されば那波博士の大業二年説の如きも通鑑綱目或は通鑑輯覽に見える進士科創設の年を以て科擧法制定の年とせられたものであつて、その當否に就いては多少の不安が感ぜられるのであり、同時にまた隋の進士を以て科の目とは見ずに直ちに試験及第の最優秀者に與へられた資格と解せられたのも如何であらうか。

科擧の起源に關して一言述べて置き度い事は周禮や禮記王制に記すところの官吏登庸法を以て後世の科擧制度の權輿と認めんとする説が一方に存することである。(註五)その理由とする所は詳かではないが、恐らくは唐の科目の一ともなつてゐた俊士や進士といふ語が禮記王制に典據を有することや、又周禮や禮記に表はれてゐる登庸法に關する儒家の理想が科擧法の精神と或點に於て相通するものがある爲であらうと思はれる。然し乍ら科擧法が前代の諸制度と本質的に異なる點は擧子即ち受験生をして州郡の推擧を用ひずして自由に自ら試に應ずる事を許した事である。さればこの點からすれば科擧法の淵源を周禮や禮記王制の記載に求めんとする事は聊か不當と言はざるを得ないのである。

然らば隋代の試験制度に於て擧子が自ら牒を州縣に投じて應試の意志を表明する事が認められてゐたかどうか。この點も亦何等史料の徵すべきものがないために全く不明である。しかもなほ史家が等しく科擧を以て隋代の創始と説くのは何に基くのであらうか。思ふに隋起源説に最も有力な根據を提供してゐるものはかの唐書選舉志に

唐制取士之科。多因隋舊。

といひ、通典(卷一五選舉三、歷代制下大唐條)に

大唐貢士之法。多循隋制。

とあるのがそれに他ならない。この他、禮部員外郎沈既濟が代宗の大曆十四年八月選舉議を上つて

按前代選用。皆州府察舉。及年代久遠。訛失滋深。至於齊隋。不勝其弊。凡所置署。多由請託。故當時議者。以爲與其率私。不若自舉。與其外濫。不若內收。是以罷州府之權。而歸於吏部。……自隋罷外選。招天下之人。聚於京師。春還秋往。烏聚雲合(通典卷一八)。と論じてゐるのやまた劉秩が

隋氏罷中正。舉選不本鄉曲。故里閭無豪族。井邑無衣冠。人不土著。萃處京畿(通典卷一七)。と言へるなども、稍後出の憾なしとはしないけれどもまた以て隋に至つて選法を改めたと見るための傍證となすには足るであらう。

のみならず南北を合一して銳意中央集權の強化を圖つた隋が官吏登庸制度の改革を斷行して積弊の一掃を企たであらう事は何人も容易に想像し得る所であり、従つて科舉制度隋氏起源説も一つにはかゝる想定に基いて主張せられてゐるのである。

大體魏晉南北朝三百五十年間を通じて九品官人の法——九品中正の法ともいふ——が行はれたと見る事が出来るが、晉以後は選舉の柄がこの中正なる者の左右する所となり、當時に於ける門閥偏重の世風と相俟つて、選舉の公正は全く失はれて遂に門調戸選の状態に陥り、庶姓寒人は寸進の路なしとさへ稱せらるゝに至つた事は岡崎文夫博士等(註六)の論證によつて既に周知の如くである。試みに唐書柳沖傳(卷一九九)の所載を掲げれば

魏氏立九品置中正。尊世胄卑寒士。權歸右姓已。其州大中正主簿。郡中正功曹。皆取著姓士族爲之。以定門胄。品藻人物。晉宋因之。始尙姓已然。其別貴賤分士庶。不可易也。于時有司選舉。必稽譜而考其眞僞。故官有世胄。譜有世官。賈氏王氏譜學出焉。……北齊因仍舉秀才。州主簿郡功曹。非四姓不在選。

と見える如く、すべては系譜本位の時代であつて、南朝の貴族制に就いては言ふに及ばず、北齊にあつても州郡の僚佐に至るまで悉く世族の占むる所となつてゐた事が知られる。

然るにこの六朝的な世族の體制も宋以後は漸次混亂し、それと共に北周頃から門閥貴族に對する國家の優越が次第に發達しこの傾向は隋に於て益々高められて行つた事が岡崎博士によつて究められてゐる。南北合一後纔に三十年にして隋が亡ぶやこれに取つて代つた唐に於て六朝以來の著姓右族が如何なる方向を辿つたかに關しては宇都宮清吉氏の「唐代貴人に就ての一考察」(史林第十九卷第三號)や今堀誠二氏の「唐代士族の性格素描」(歴史學研究第九卷第十號・第十卷第二號)等の貴重な勞作が發表されてゐる。而て唐代に於ける科舉實施の意義も亦この點から考察するべきであると言ふまでもない。筆者は此處に先人の研究に追隨しつゝ聊か蕪雜なる一文を草し諸賢の御叱正を仰ぎ度いと希ふものである。

(二)

唐の選舉制度は隋制を踏襲せるものであると言はれてゐるが、隋制の全貌が判明してゐない今日、隋制と唐制との間に具體的にどの程度の一致が見られるかは輕々しく斷定し得ないけれども、制度そのものが整備されたのは漸く唐代に入つて後であるとして恐らく大過あるまい。唐の選舉制の概要は唐書選舉志に記されてをり、こゝにその詳細を記述する事は小論の目的ではないが、敘述の必要上少しく制度の内容に觸れ乍ら考察の歩を進めてゆき度いと思ふ。

唐の官吏登庸試験には、毎年定期的に行はれる秀才・進士・明經等の所謂「歲舉常選之科」と時に臨んで施行する「制舉」との二種があつた。武后の長安二年に設けられた武官の登庸試験たる武舉に關しては此處では問はないこととして、専ら文學に就いてのみ考へる事にする。

唐代應試者の資格に二種があり、一を生徒と謂ひ、他を鄉貢と稱した。生徒は六學二監等の學生にして兩經以上に通するものたるを要し、館學出身に非ずして試に應せんとする者は先づ自ら牒を州縣に投じてその意志を表示し、州縣の豫備試験に合格したる後尙書省に送られる規定であつて、之を鄉貢と稱した。兩者共に先づ禮部に於ける學科試験を経たる後、合格者は更に吏部に於て身言書判の考査を受け規定であつた。諸科の中、唐初は秀才科が最も重せられたが故あつて高宗の永徽二年に停止せられ、(註七)以後は進士と明經の二科、就中進士科が最も尊しとされるに至つた。王定保の摭言に

搢紳雖位極人臣。不由進士者。終不爲美。歲貢八九百人。謂之白衣公卿。又曰一品白衫。其艱難謂之。

三十老明經。五十少進士。

といへるは永徽二年以後の状態を傳へたものである。進士及第の如何に困難であつたかは昭宗の天復元年の新及第進士廿六名中に陳光問（六九歳）曹松年（五四歳）王希禹（七三歳）劉象（七〇歳）柯崇（六四歳）鄭希顔（五九才）の如き老齡者が見出されることによつてもその一端を想像し得べく、「五十少進士」の語の必ずしも誣言に非ざるを知るのである。（註八） 通典はこれに關して

其進士大抵千人。得第者百一二。明經倍之得第者十一二。（卷十五）
と記してゐる。

進士科に對しては開元頃より大經（禮記・左傳）及び爾雅を帖する他、詩賦・時務策が課せられ、明經諸科には何れも習得する所の一大經と孝經・論語・爾雅について帖經と問義、其他時務策を課した。禮部に於ける試験の内容は時代と共に多少の變遷を示してはゐるが、何れの場合に於ても帖經（註九）なる經書の字句の棒暗記を強ふる試験が行はれてゐて、大義の如きは深く問ふ所ではなかつたから、受験者は五經正義に就て専ら記誦を旨とするのみとなり、遂には南部新書（乙集）に

大和中。上謂宰臣曰。明經會義否。宰相曰。明經只念經疏。不會經義。帝曰。只念經疏。何異鸚鵡能言。

と見えるが如き結果に陥つたのである。

進士科に詩賦を課した事も當時既に識者の批判の的となつてゐたのであり、劉曉の上元元年の上疏に於ても

禮部取士。專用文章爲甲乙。故天下之士。皆捨德行而趨文藝。有朝登甲科。而夕陷刑辟者。雖日誦萬言。何關理體。……(通鑑卷二〇三)

とその弊を痛論してゐるのである。

吏部に於ける考査は身・言・書・判の四に就いて體貌豐偉・言辭辯正・楷法道美・文理優長なるものを選んだ。人事の銓衡に際して身體・言語・筆蹟を試みる事は今日に於ても同様であるが、四事の中最後の判に就いては説明を要するものがあらう。判とは或る事案を提出してこれに對する判斷を答申せしむるものなる事瀧川政次郎博士の高説の如くである。^(註一〇)凡そ敏速且つ正確なる判斷力は官吏たるの資格に於て不可缺のものなるが故に唐代吏部の試に之を課した事は大いに意義のある事であり、唐ではこの判を以て人を採る科さへ設けられてゐて之を拔萃科と稱した。

吏部に於ける考査を通過し得て始めて官に任せられるのであるが、禮部の試に合格し乍ら吏部に於て黜けられる者あり、吏部の考査に及第し乍ら、數年間停滯を餘儀なくせしめられる事も尠くなかつた。

次に制舉とは唐書選舉志によれば、

其天子自詔者。曰制舉。所以待非常之才焉。

とあつて、時に臨んで種々の科目を樹て、士を擧げるのを謂ひ、文辭秀逸科・文以經國科・博學宏詞科・風雅古調科・賢良方正能直言極諫科・多才科等々科目の數は數十に達してゐる。制舉に關して通典(卷十五)には次の如く記してゐる。

其制詔舉人。不有常科。皆標其目。而搜揚之日。或在殿廷。天子親臨觀之。試已。糊其名於中考之。文策高者。特授美官。其次與出身。開元以後。四海晏清。士無賢不肖。恥不以文章達。其應詔而舉者。多則二千人。少猶不減千人。所收百纔有一。

これによれば制舉も亦進士科に劣らぬ狭き門であつた事が知られる。而て制舉に於ける考試の方法に就いては明確に知るを得ないけれども、通典の右の文に文策云々とあり、又韓愈の「唐故江南西道觀察使……太原王公神道碑銘」^(註七)に王仲舒が貞元十年十二月賢良方正直言極諫科に中つた事を敘して「貞元初射策拜左拾遺」と記してゐる所などを以てすれば策試と考へて差支へなからうと思ふ。

制舉は天子が之を親策するのが本來の例であり、杜陽雜編にも

上(代宗) 每臨朝、多令徵四方丘園才能學術直言極諫之士。由是提筆貢藝者滿於闕下。上親自考試。

用絶請託之門。

とあり又、

文宗皇帝。尙賢樂善……每試進士及諸科舉人。上多自出題目。及所司進所試。而披覽吟誦。終日忘倦など見えてゐて、親試の事も絶無とは言ひ難いにしても、事實は後世の殿試に於けると同様形式のみに止り、多くは之を有司に委附したものではなかつたかと思はれる。馬端臨が文獻通考卷三十三に於て唐之制科。則全以付之有司矣。故牛僧孺以直言忤權倖。則考官坐其累。而劉蕡所陳。尤爲忠憤鏗切。則自宰相而不敢爲之明白。是當時閹宦之勢可畏。亦由素無親覽之事。故此輩得以劫制衡鑑之人也。(註三)と言へるはこの間の事情を道破せるものと見るべきであらう。牛僧孺下第の事は通鑑卷二三七等にも見えてをり、小論に於ても後述する考へである。

(三)

唐代官吏たらんとするには敍上の試験を経るのが正途とせられてゐたが、入仕の門は必ずしもこの一途にのみ限られてゐた譯ではなかつた。今堀誠二氏は唐代入仕の方法に封爵・親戚・勳庸・資蔭・秀孝の五つがあつた事を説き、更に韓愈が「國家舉之舉士、內有明經進士、外有方維大臣之薦。其餘以門地勳力進者又有倍於是。其爲門戶多矣」と言へるを引用してをられる。

右の中、秀孝に就いては既に述べたがその他で差當り問題となるのは資蔭と推薦と門地とである。

資蔭は言ふまでもなく漢代から既に行はれてゐたところの父祖の功による特別任用の制度で一に任とも稱せられた。これに關しては唐書選志及び仁井田陞博士の「唐令拾遺」選舉令の條に詳しい。推薦は在朝官吏等をして各々知る所の有能の士を擧げしめることでその例は至る所に見出される。門地を以て入仕するといふは六朝以來の門地尊重の餘風がなほ存し古來の名門右族の官界進出を有利ならしめた事を指すものと解せられる。

以上の他に胥吏等の雜流から身を起して本官に累進する路が開けてゐる等、當時如何に多くの仕進の途が存したかは通典の左の記載によつて窺ふ事が出来るのである。

按格令。内外官員萬八千八十五員。而合入官者。自館學生已降。凡十二萬餘員……其外文武貢士及應制・挽郎・輦脚・軍功・使勞・徵辟・奏薦・神童・陪位・諸以親蔭并藝術・百司雜直・或恩賜出身。受職不爲常員者。不可悉數。大率約八九人爭官一員。

貞觀六年に於ける内外文武高等官の數は僅かに六百五十員に満たなかつたものが、その後の社會の安定と國家權力の充實に基く政治組織の擴大に伴つて官員數は急激なる増加の勢を示し、高宗の顯慶初年に於ける劉祥道の上疏によれば當時既に「内外文武官。一品以下九品以上。一萬三千四百六十五員。略舉大數。當一萬四千人」即ち大約貞觀の二十倍餘の多きに達してゐたのである。^(註三)

その後もこの傾向は益々著しく、通鑑卷二二三、開元二十一年六月の條に記すところに據れば

是時。官自三師以下。一萬七千八十六員。吏自佐史以上。五萬七千四百一十六員。而入仕之塗甚多。不可勝紀。

といふ實情となり、それと同時に濫授濫選の結果人の爲めに官を設ける事多く、冗員冗官の弊は隨所に見え始めたのである。

唐代官吏の數がかくの如き夥しい數に上つたのは畢竟選舉の紊亂に基因してゐると見るべきであるが、かの劉祥道が上疏中に於て

吏部比來取人傷多且濫。每年入流數。過千四百人。是傷多。不簡雜色人卽注官。是傷濫。經學時務等比雜色三分不居其一。(通典卷一七)

と言ひ、また洋州刺史趙匡が選舉その旨を失へるを論じて

舉人大率二十人中方收一人。故沒齒而不登科者甚衆。其事難其路隘也如此。而雜色之流廣通其路也。

此一彼十。此百彼千。揆其秩序。無所差降。故受官多底下之人。修業抱後時之歎。待不才者何厚。處有能者何薄。崇末抑本。啓昏窒明。故士子舍學業。而趨末伎。其弊四也。（經一四）

と痛論してゐるのに徴しても明かな如く、正途に由る仕進が可成り困難であつたのに比して傍系よりの入仕が比較的容易であり、事實この方面よりする者の數が登庸試験を経て進む者に數倍してゐた事をも知るべきである。尤も正途に由る者と傍系よりする者との間には昇進の速度や顯要の地位に進み得る可

能性等に於て實質上の差異が存した如くであつたにしても、既に試験による登庸制度が實施されてをり乍ら、同時に比較的容易なる入仕の門が幾多開かれてゐた事は科擧制度の基礎が未だ充分に確立せず、謂はゞ過渡期にあつた事を物語るものに他ならないと考へる。

(四)

さて唐代に於ける選舉法の概要は凡そ以上の如くであるが、この新制度が本來如何なる意義を有するものであり、それが如何に運用されて當時の政治及び社會に如何なる影響を及ぼしたかを次に考へ度いと思ふ。

六朝以來の世族が隋を経て唐に及ぶと共に政治的社會的に如何なる地位に置かれ、また彼等が時勢の推移に如何に對處して行つたかは頗る興味ある問題であつて、既に宇都官氏や今堀氏等によつてこれが解明に多大の努力が支拂はれ着々と大いなる成果が收められつゝある。

六朝以來世族中の大族として社會に隱然たる勢力を有してゐたものに太原の王氏・范陽の盧氏・滎陽の鄭氏・清河の崔氏・博陵の崔氏・隴西の李氏・趙郡の李氏等があつた事は人の知る所であるが、隋朝が成立するに及んで中央集權の強化に努めた結果は國家權力の増大に伴ふ官僚勢力の著しい擡頭が見られ、ために舊來の著姓右族にして新興勢力の前に屈服せしめられた例さへ見出されるに至つた。隋書燕

榮傳（卷七四）に

第二十卷

第二號

（三四）

二八

范陽盧氏代爲著姓。榮皆署爲吏卒以屈辱之。

とある如きは其の甚しい一例である。然し乍らこれを以て直ちに六朝士族の完全なる没落と考へるのは聊か早計であつて、隋を終て唐に及んで後も多年門地尊重の風習に培はれて來た一般の世族に對する觀念が容易に改まらなかつた事は、太宗が貞觀氏族志を勅撰せしめた際、編纂官たる高士廉等が依然として山東の名門崔氏を帝室を凌いで二百九十三姓・千六百五十一家の首位に置いたといふ一事によつても之を窺ふ事が出来るのである。太宗は喜ばずして氏族志の改修を命じ、皇族を以て首となし、外戚之に次ぎ、崔氏を降して第三となさしめたのであるが、その際太宗が高士廉等に對して、

今三品以上。或以德行。或以勳勞。或以文學致位貴顯。彼衰世舊門。誠何足慕。……而卿曹猶以崔民幹爲第一。是輕我官爵。而徇流俗之情也。（通鑑卷一九五）

と言つた言葉の中に唐朝の彼等士族に對する不動の方針が明示せられてゐるのであつて、必ずしもそれは彼等士族の名門としての地位を全面的に否定したものではなかつたとはいへ、士族の順位を從來の家格よりも官品の高下によつて決定せんとする唐朝のこの方針は舊來の士族に大なる影響を與へずには措かなかつた筈である。

鈴木俊氏は唐代官吏の給與が他の時代と同様決して厚いものではなかつたに拘らず、人々の官吏たら

んとする熱望が極めて大であつたのは何故であるかを説明して、建中元年八月の楊炎の上疏に見える如く當時の官吏中には脱税の目的に出づるものゝあつたこと、及び「三年請知府・十萬雪花銀」なる諺がよく表明してゐる様に官僚たるの地位が蓄財に極めて好都合であつた事を幾多の事例を擧げて論證して居（金一毛）られる。

無論かゝる動機から官吏を志した者も尠くは無かつたであらうけれども、唐代士人をして、後に見られる如く、科場に狂奔せしめた理由は決して以上のみ止るものではなかつた。何故ならば、從來社會の上流に位して聲望を恃み門地を誇つてゐた六朝以來の門閥貴族も今や中正制度時代に於けるが如く恣に官場を獨占して「家を化して國と爲す」能はざるに至つたのみか、次第に唐朝の國家權力の前に服従を餘儀なくせしめられつゝあつた彼等がかゝる情勢の變化に對處して家門を維持してゆくためには自ら進んで官僚化する事が最善の途であつたと同時にまた必然の勢でもあつたと考へられるからである。

唐代、仕進の途が種々存した事は既に述べた如くであるが、封爵資蔭等による入仕の門は唐朝の爵位官品を有する者の子弟に對して開かれてゐたものであつて、官僚の子弟に非ざるものは登庸試験に應ずるか或は胥吏たるの位置より累進するかその何れかを選択せねばならなかつた譯である。ところで彼等士族の多くは胥吏たるよりは寧ろ試に赴いたものと見るべきである。摭言（卷一〇）によれば門族天下に甲たりと稱せられた盧汪が連年試に應じて登第せず失意の中に終つた事が記され、太平廣記（卷二八一）にも

天寶初。有范陽盧子。在都應舉。頻年不第。漸窘迫。云々

といふ話が見えてゐるなど一見彼等世族は唐代に於て傳統的なあらゆる特權を一時に喪失して了つたかの如く感ぜしめるのであるが、事實は必ずしも左程ではなく、門地尊重の餘風の存してゐた當時の事として彼等士族は科場に於ても庶姓寒俊に比すればなほ可成り有利な條件の下にあつた事が認められるのである。例へば舊唐書王播傳(卷一六四)に

先是貢舉濫猥。勢門子弟交相酬。酢寒門俊造十棄六七。

と見えるのや、太平廣記(卷二七一、夢類所引唐闕史)に

宰相有言。前輩重望族。輕官職。……是歲慈恩寺題名。咸以族望題舉。

とあるところ、及び南部新書己集に

范陽盧氏自紹元元年癸亥至乾符二年乙未。凡九十二年。登進士者。一百十六人。(建中四年)

と言へるなどは何れもこの間の消息を物語るものと見るべきであらう。

而して毎年登第者の過半數が彼等によつて占められてゐたらしい事は黃御史集に「夫禮司取士。寒昇若無」などあるによつて想像されるところであるが、しかもこれを以て直ちに當時に於ける門地尊重の餘風とのみと解することの不可なるは言ふまでもないところであつて、一面に於ては宇都宮學士の説かれる如く彼等門閥貴族が新しい生活意識を以て遷り行く社會狀勢に適應すべく努力した結果である事も

考へられねばならないであらう。（註一七）けれどもそれと同時に要路に多くの因戚故舊を有した彼等が贈賄請託等あらゆる手段を盡して科場に名を成さんと圖つた事も亦見逃し得ざるところであるが故に暫しこの點に就て考察してみたいと思ふ。

(五)

唐代、殊に中唐以後に於ける選舉の紊亂は史上に著しい事實であつて今更事新しく述べるまでもない所ではあるが、その原因として次の二つが考へられる。その一は武后や楊國忠の如く人心收攬の目的を以て官職を濫授した事であり、その二は舉子即ち受験生が權門勢家の間を馳驅して公正なるべき選舉を汚濁腐敗せしめた事これである。

前者に關しては今は二三の例を擧げるに止め、こゝでは主として後者に就いて考へてみる事にし度い。武后が垂簾の政を行ふに及んで選舉の猥濫如何に甚しいものがあつたかは通典（卷一五）に及武太后臨朝。務悅人心。不問賢愚。選集者。多收之。職員不足。乃令吏部大置試官以處之。故當時有車載斗量之謠。

とあるによつて窺ふ事が出来る許りでなく、更にこれを天冊萬歲元年に劉知幾が上表して陛下臨朝踐極。取士大廣。六品以下。職事清官。遂方之士芥。比之沙磧。若遂不加沙汰。臣恐有穢皇

と言へる處と照應して考へるならばその間の事情は一層明かであらう。
楊國忠の如きも

欲收人望。建議文部選人。無問賢不肖。選深者留之。依資據闕注官。滯淹者。翺然稱之。國忠凡所施置。皆曲徇所欲。故頗得衆譽。(通一六)

と稱せられてをり、代宗の時に相となつた崔祐甫も亦時望を收めんと欲して推薦引拔すること常に虚日なく、相となつて未だ二百日ならざるに官を除すること八百人に及んだと傳へられてゐる。(通一八)

かくの如く朝にあつて政柄を掌握せる者が却て之を政權の道具に使用して官紀を紊亂した事は著しい事實であるが、他方當時の官吏志望者達が種々の手段を弄して權門や有司に働きかけ、幾多の情弊を生ぜしめた例も史上に層見疊出してゐる。

扱てそれら選舉に伴ふ種々の情弊中、殊に甚しかつたのは請託と朋黨であつたと言ひ得るであらう。而てこの事を最も端的に表明してゐると思はれるのは柳宗元の「送婁圖南秀才遊淮南將入道序」である。即ち少くして既に文名一世に高く衆の推服するところであつた婁圖南が、十餘年の後に至るも依然布衣たるを見て柳宗元が怪しみてその故を訊ねたのに對して、彼が

今夫取科名者。交貴勢。倚親戚。合則挿羽翮。生風濤。沛焉而有餘。吾無有也。不則鑿飲食。馳堅良。

以歡於朋徒。相賈爲資。相易爲名。有不諾者。以氣排之。吾無有也。不則多筋力。善造請。朝夕屈折於恒人之前。走高門。邀大車。矯笑而僞言。卑阪而媮媮。儉一旦之容。以售其伎。吾無有也。自度。卒不能堪其勞。故舍之而遊。(註一九)

と答へてゐる言葉の中に當時の試験合格のためには手段を擇ばざる迄に狂奔せる受験者達の姿が如實に描き出されてゐるのである。柳宗元はこの語を聞いて「往時進士を得る者を視るに必ずしも婁君の言の若くならず」と言つてはゐるが、趙匡なども舉選議中に

收人既少。則爭第急切。交馳交卿。以求汲引。毀譽同類。用以爭先。故業因儒雅。行成險薄。非受性如此。勢使然也。浸以成俗。虧損國風。其弊五也。

と述べ且つこれを以て當時に於ける選舉の病弊の一に數へてゐるに徴しても婁圖南の言ふ處が偽りでない事を知るに足るであらう。

摭言(卷一)によれば

造請權要。謂之關節。(註二〇)

とあり、まる北夢瑣言卷四には

唐末舉人。不問士行文藝。但勤於請謁。號曰精切。亦皆法於范陽公爾。

と見えるなど、當時權門勢家に出入しその推舉によつて上達を求めると關節とか精切とか稱した事が

知られる。

請託に關する記事は枚舉に違なしと言ふも過言でないまでに諸書に見出されてくるが、その中で文献通考の卷二九に引くところの左の一文は舉子關託の状態を最もよく寫し得てゐると思はれる。

江陵項氏曰。風俗之弊。至唐極矣。王公大人。巍然於上。以先達自居。不復求士。天下之士。什什伍伍。戴破帽。騎蹇驢。未到門百步。輒下馬。奉弊刺。再拜以謁典客者。投其所爲之文。名曰求知已。如是而不問。則再如前。所爲者。名之曰溫卷。而又不問。則有執贄於馬前。自贄曰。某人上謁者。嗟乎。風俗之弊。至此極矣。此不獨爲士者可鄙。其時之治亂。蓋可知矣。

かくの如く唐代の舉子達は再三再四王公貴顯の門を訪れては「求知已」とか「溫卷」とか稱して平生綴る所の文章を奉り、よつて以て聲譽を獲て汲引を求めんとするに寧日なき有様であつた。

かの韓退之、柳宗元の如き大才にしてなほ且つこの點流俗と異なるところが無かつた事を知るのは甚だ興味ありと言はざるを得ない。連年禮部に試みられて及第を得なかつた韓愈は貞元六年遂に一書を賈耽に上つて識られん事を求めてゐるが、その中に於て

愈儒服者。不敢用他術干進。又惟古執贄之禮。竊整頓舊所著文一十五章。以爲贄……伏以小子之文。

可見於十五章之内。小子之志。可見於此書。與之進敢不勉。與之退敢不從。進退之際實。惟閣下裁之。(註二)

と謂ひ、又貞元八年進士科に登第後更に博學宏詞科に試みられてしきりに志を得なかつた彼は三度宰相

に書を上つて用ひられん事を歎願してをり、その貞元十一年正月二十七日に於ける書の文尾に

前郷貢進士韓愈。謹伏光範門下。再拜獻書相公閣下。……其嘗所著文。輒採其可者若干首。錄在異卷。

冀辱賜觀焉。干蹟尊嚴。伏地待罪。愈^(註三)再拜。

と記してゐるのである。柳完元も亦進士登第前に權德輿の門に出入し、文章を上る事尠くとも再度に及んでゐる事は、彼に「上權總輿補闕溫卷啓」なる一文^(註三)があり、文中にも「是以有前日之拜」云々とあるによつて明かである。更に進士に登第して後未だ博愛宏詞科に中らざる頃の作である「上大理崔大卿應制舉不敏啓」の最後に於て彼が

伏候門屏。敢俟招納。謹奉啓。以代投刺之禮。伏惟以知己之道。終撫薦焉。不宜。宗元^(註四)謹啓。

と謂へるところを見ればこれが明かに文獻通考に所謂「求知己」に他ならぬ事が認められるのである。

しかも驚く可き事には彼等受験者が請謁の際に投ずる所の文章が、自己の作ではなくして、多くは他人の手になるものであつたといふのである。この事は玉泉子に次の如く記されてゐる。

楊希古。靖恭諸楊也。朋黨連結。悉相期以死。權勢燻灼。力不可拔。與同里崔氏。相埒而叔季過之。

希古性行誕僻。初應進士舉。投丞郎。以所業。丞郎延獎之。希古起而對曰。斯文也。非希古之作也。

丞郎訝而詰之。曰。此舍弟源蟠爲希古所作也。丞郎大異之。曰。今之子弟以文求名者。大半假手也。

之を要するに當時の舉子は争つて權貴の門に伺候しその授助を得るに汲々たる有様であつた事は上述

の如くであるが、それが果してどの程度に有効であつたらうか。公私混同の甚しい支那の事ではあり、まして要路の大官が權力を以て脅し金力を以て誘ふ時は容易に試験官を動かして得たであらう事が考へられる許りでなく、受験者達があれ程までに請託に狂奔した事實それ自體が請託の無効でなかつた事を證明して餘りありと思ふのである。

五雜俎卷十四に

唐時舉進士。自狀頭以下。皆以勢力游揚得之。以摩詰之才。不難作梨園子弟。以干公主。及其末也。

裴思謙紫衣懷闈豎之刺。求狀元及第。而試官不敢違。奔競之風。於斯極矣。武陵之薦杜牧。黃裳之訪尹樞。雖憐才之盛心。而終非公慎之懿矩也……唐時士子入試。皆遍謁公卿。投贄行卷。主司典試。亦必廣訪名流。旁蒐寒賤。如王起放榜。先問宰相所欲。沈絢主春闈。承其母命。與宗人及第。牛庶錫贄卷。蕭昕要令首拔。至於鄭錯認顏標。雖被冬烘之誚。亦不失爲激勸之盛心也。

とあるところは唐代に於ける選舉の情弊を遺憾なく傳へ得たものと言はざるを得ない。

韓愈は「與汝州盧郎中論薦侯喜狀」に於て要路に知己を有しない寒俊が科場に於て如何に不遇に甘じなければならなかつたかを次の如く記してゐる。

(侯喜) 家貧親老。無援於朝。在舉場十餘年。竟無知遇。愈常慕其才。而恨其屈。與之還往。歲月已多。嘗欲薦之於主司。言之於上位。名卑官賤。其路無由。術其所爲文。未嘗不掩卷長歎。

容齋四筆の著者洪邁は、唐代の試験に考官の不正を防止するために答案の姓名を密封する糊名の法が未だ行はれてをらず、ために試験官の自由意志が働き得る餘地を存してゐた事を指摘して

唐世科擧之柄。顛付之主司。仍不糊名。又有交朋之厚者。爲之助。謂之通勝。故其取人也。畏於譏議。多公而審。亦或脅於權勢。或撓於親故。或累於子弟。皆常情所不能免者。云々（卷五）

と述べてゐる。然し乍ら唐代の選舉にも糊名といふ事が全然行はれなかつた譯ではなく、通典の制擧に關する條下には「試已、糊其名於中、考之」といふ事が見えてをり、又吏部に於いて選人を試みる場合にも初めはこれを行つてゐたのを武后の時かくの如きは主司に對する「委任の法に非ず」として之を廢するに至つたのである。但し禮部に於ける進士・明經等の試に糊名が行はれたといふ事を曾て聞かないから洪邁の言ふところは全體に於て承認せらるべきであると思ふ。

なほこの事を考へる上に尠らず興味を覺えしめる事實が通鑑の中から見出されるのである。それは請託とは凡そ正反對の事實であり乍らしかも當時の試験に考官の自由意志が働き得た事を立證するに足る左の記事である。

初（李）景讓母鄭氏性嚴明。早寡。家貧。居於東都。諸子皆幼。母自教之。……三子景讓・景溫・景莊。皆舉進士及第。……景莊老於場屋。每被黜。母輒撻景讓。然景讓終不肯屬主司。曰。朝廷自有公道。豈敢效人求關節乎。久之。宰相謂主司曰。李景莊今歲不可不收。可憐彼翁每歲受撻。由是始及第。

(卷二四八)

また前述の如く唐代の選舉に請託が公行した結果は屢々逆効果をさへ生ぜしむるに至つてゐる。即ち譏議を畏れ名を愛するの士や就中廉直を銜ふ輩は「一善を見ても親と邇との若きは敢て擧げず、一不善を見ても疎と遠との若きは敢て去らず、衆の好する所をも矯めて之を黜くるは乃ち公なり。衆の同じく惡む所をも激して之を擧ぐる事は乃ち忠なり」と言つた作爲に満ちた氣持から貴權富家の子弟は殊更に嫌忌して擧げず、務めて寒人を援進する態度に出た事は韓愈の「送齊暉下第序」や柳宗元の「賀進士王參失火書」に見えてゐるところである。

次に考ふべきは朋黨に關してであるがこれは日知錄によれば「貢擧之士、以有司爲座主、而自稱門生、自中唐以後、遂有朋黨之禍」(卷一七)とあつて、この問題は先づ座主門生の關係から考察する事が必要である。

唐代、試験官を座主と謂ひ、これに對して及第者は自ら門生と稱し、禮部の放榜後及第者は打揃つて試験官の邸宅に伺候して恩を謝するのを例とした。然るにこの謝恩のための參見後も曲江大會その他機會ある毎に座主と門生とが會合を重ね、かくして次第に兩者の間に特殊の關係を成立せしめ、更にそれが官界にまで延長されて行つて種々の弊害を醸成するに至つたので、會昌三年これに關する詔勅が發せ

られた。その事は「撫言」に次の如く見えてゐる。

(十二月二十二日) 中書覆奏。奉宣旨不欲令及第進士呼有司爲座主。兼題名局席等條。疏進來者。伏以國家設文學之科。求真正之士。所宜行敦風俗。義本君親。然後申於朝廷。必爲國器。豈可懷賞拔之私惠。忘教化之根源。自謂門生。遂成膠固。所以時風衰薄。臣節何施。樹黨背公。靡不由此。臣等商量。今日已後。進士及第。任一度參見有司。向後不得聚集參謁。及於有司宅置宴。其曲江大會。朝官及題名局席並望勒停。……奉敕宜依。(卷三)

かくて爾後は門生の座主に對する參謁は唯一回に限られたのであるが、この禁令もやがて空文となつて了つたらしい事は後述する如くである。

抑々門生たる者は終生座主に對して賞拔の恩義を忘るべからずとせられ、「凡そ門生と號して恩の自る所を知らざる者は人に非ず」(柳宗元の與顧十郎書)とさへ稱せられた。

南部新書によれば貞元八年の陸贄の門生である崔羣が元和十年に貢舉を知する事となり、その年三十人の登第者を出したが、陸贄の子の簡禮をば黜けて擧げなかつたのを、後日妻に詰られた彼は遂に一言も返す言葉がなかつたと傳へられてゐる。これと略々同様の話が李冗の獨異志にも存し、次の如く記されてゐる。

唐崔羣爲相。清名甚重。元和中。自中書舍人知貢舉。既罷。夫人李氏因暇日。常勸其樹莊田。以爲子

孫計。笑答曰。余有三十所美莊。良田遍天下。夫人何憂。夫人曰。不聞君有此業。羣曰。吾前歲放春榜三十人。豈非美田耶。夫人曰。若然者。君非陸相門生乎。然往年君掌文柄。使人約其子簡禮。不令就春闈之試。如以爲良田。則陸氏一莊荒矣。羣慚而退。累日不食。

宇都宮氏は前記の論文に於て、唐代の貴人が、家門の繁榮維持のために、その社會的地位の確立と敎養の深化とに努力する一方、彼等にとつての「經濟的保證であり家門維持の世襲的産業である」莊園の經營に腐心した事實を我々に示してくれたのであるが、右の場合子孫の爲めに美田を遺さうとしなかつた崔羣にしては且つその曾て擧げたところの門生を莊園に比してゐる點が注目せられるのである。固より是は一場の茶話とも見るべきものではあるが、このふと發せられた言葉の中に却て當時に於ける座主門生の關係がよく表はれてゐると思はれるのであり、彼が累日食せずといふまでにその忘恩を慚ぢなければならなかつたのも亦その故であつた。

登庸試験制度の實施に伴つて唐代に發生したこの座主門生の關係は五代を経て宋にまで及んでゐる事は後唐長興元年六月の中書門下の奏文及び宋太祖の建隆三年(註二九)の詔によつて知り得るのであつて、宋の王楙の燕冀貽謀錄はこの事を述べて

自唐以來。進士皆爲知舉門生。恩出私門。不復知有人主。

とさへ記してゐる。

唐の選舉を紊亂せしめた朋黨なるものは必ずしも座主門生の關係からのみ發展したものとは言ひ得ないにしても、これと朋黨との間に屢々不可分の關係が見出される事も亦疑ふべからざる所である。

朋黨に關する記載は唐史に於て隨所に見出され、既に武后垂拱元年十一月の陳子昂の上疏中に「朋黨者進、貞直者退」(通鑑卷二〇三)と見えてゐる他、德宗順宗時代に王叔文・韋執誼・陸淳・柳宗元・劉禹錫等が互に交結して相推奨し「榮辱進退、生于造次」と稱せられたが、後所謂「八司馬の貶」を惹起して一黨皆斥逐せられた事は史上に有名な話である。順宗實錄卷十(韓昌黎集外集卷第十)にはその際崖州の司馬に貶せられた韋執誼に關して左の如き事實が記されてゐる。

執誼進士對策高等。……巧惠便辟媚幸於德宗。而性貪婪詭賊。其從祖兄夏卿爲吏部侍郎。執誼爲翰林學士。受財爲人求科第。夏卿不應。乃探出懷中金。以內夏卿袖。夏卿驚曰吾與賴先人德。致名位。幸各已達。豈可如此自毀壞。擺袖引身而去。執誼大慙恨。

これは執誼が未だ王叔文と結んで權力を擅にするに至らなかつた頃の事であり、賂を受けて人の爲めに科第を求めんとしたその企ては失敗に終つてはゐるが、その後には於ける叔文・執誼等一黨の傍若無人な暴狀は通鑑に

素與往還者。相次拔擢。至一日除數人。其黨或言曰。某可爲某官。不遇一二日。輒已得之。於是叔文及其黨餘家之門。晝夜車馬如市。(卷二三六、永貞元年二月條)

と記されてゐる如き有様となつたのである。しかもこれにも増して甚しかつたのは李吉甫の子李德裕と李宗閔・牛僧孺とが穆宗より宣宗に至る約三十年間夫々私黨を樹て、相争つた所謂「李牛の争」であつた。黨争の端緒は、憲宗元和三年の賢良方正直言極諫科の策試に牛僧孺・李宗閔等が對策して時政の失を指陳し時の宰相李吉甫を譏切したに起因してゐる。吉甫の子德裕は深く之を恨み爾來事毎に反目して解けなかつたのである。之に關して通鑑(卷二四四)文宗太和七年の條に

(二月)丙戌。以兵部尙書李德裕同平章事。德裕入謝。上與之論朋黨事。對曰。方今朝士。三分之一爲朋黨。時給事中楊虞卿。與從兄中書舍人汝士。弟戶部郎中漢公。中書舍人、張元夫。給事中蕭滂等善。交結依附權要。上干執政。下撓有司。爲士人求官及科第。無不如志。上聞而惡之。故與德裕言。首及之。德裕因得以排其所不悅者。

といふ事が見え、更に翌三月の條には

他日。上復言及朋黨。李宗閔曰。臣素知之。故虞卿輩。臣皆不與美官。李德裕曰。給舍非美官而何。宗閔失色。

と記されてをり、その争ひの激烈にしてその弊害の甚しかつた事は、文宗をして「河北の賊を去るは易く、朝中の朋黨を去るは難し」と歎せしむるに至つたと傳へられる程であつた。

以上によつて大體唐代に於ける選舉の情弊の一端を理解せられた事と信ずるのであるがこの項を終る

に當つて收賄による選舉の腐敗の最も甚しい事例を一つだけこゝに掲げて置かう。それはかの武後の寵臣張易之・張昌宗兩人の弟昌儀に關する事實であつて、これによつても武後の治下に於ける綱紀の弛緩と亂脈さは想像に餘りある事が知られるであらう。

弟昌儀。爲洛陽令。靖屬無不從。嘗早朝。有選人姓薛。以金五十兩并狀。邀其馬而賂之。昌儀受金。至朝堂。以狀授天官侍郎張錫。數日。錫失其狀。以問昌儀。昌儀罵曰。不了事人。我亦不記。但姓薛者卽與之。錫懼。退索在銓姓薛者六十餘人。悉留注官。(通鑑卷二〇六久
視元年六月條)

(六)

元來公正なるべき筈の國家試験が敍上の如く情實の支配するところとなるに及んでは下第者心中の不満は蓋し察するに足るものがあり、また假令及第したにしても朋黨のために妨げられ黜けられて志を得なかつた者の尠く無かつた事も充分想像し得るところである。

官界に志を有し乍ら用ひらるゝを得なかつた彼等不平の徒は結局何處にその進むべき道を見出し得たであらうか。

夙にこの點に注目せられたのは鈴木虎雄博士であつて、博士は「唐の進士」(支那學第四卷第三號)と題する論文に於て

落第者には仙に走れるものあり。杜光庭・呂巖が輩是なり。……二人共に懿宗の咸通中の落第者なり。また是より先き玄宗朝の鐘馗も宋人の記する所によると「武舉不捷之士」なり。彼等は當世に志を得ず、托して逃るゝ所ありしものなり。

更に落第者は藩鎮の幕僚として赴きたり。唐の藩鎮跋扈或は此等不遇の士が裏面に活躍して起せるものならんも知るべからず。其の確證を多く舉ぐるを得ざるも、韓愈の「送董邵南序」を讀むときは凡そ其間に於ける消息を窺ふことを得べし。

と説いて居られるのである。唐時官途に志を得ずして遂に儒を捨て、道に入つた者に右の他さきに記した裏圖南(三三〇)がある。

容齋續筆の唐藩鎮幕府の條をみるに

唐世士人。初登科或未仕者。多以從諸藩府辟置爲重。觀韓文公送石洪溫造二處士赴河陽幕府。可見禮節。然其職甚勞苦。故亦或不屑爲之。

といふ事が見えてゐて、中唐以後節度使の辟召に應じて事に從つた者は決して尠くなかつた事が知られるのであるがその悉くが不平の徒であつたのでない事も勿論である。韓愈の「唐河中府法曹張君墓碣銘」に「初舉進士、再不第、因去事宣武軍節度使」と記されてゐる張直之の如きは恐らく選舉の腐敗を目睹して志を科場に絶ち藩鎮に走つたものではなかつたらうか。尤も徒らに場屋に老ひ果てるよりは藩鎮に

赴いて官を得て置けば、他日何等かの機會に中央政府によつて擢用される事もあり得たが故に、不平の徒に非ずとも暫時身を藩府に寄せる者が尠くなかつたのである。

藩鎮がその僚佐や管下の州縣官吏を任命するには原則として一々缺官及び候補者を中央に通達してその承認を経なければならなかつた事は通鑑卷二二五・大曆十年八月辛巳の條に

郭子儀還邠州。子儀嘗奏。除州縣官一人。不報。僚佐相謂曰。以令公勳德。奏一屬吏而不從。何宰相之不知體。子儀聞之。謂僚佐曰。自兵興以來。方鎮武臣。多跋扈。凡有所求。朝廷常委曲從之。此無它。乃疑之也。今子儀所奏事。人主以其不可行而置之。是不以武臣相待。而親厚之也。諸君可賀矣。又何怪焉。聞者皆服。

と見えてゐるところによつて明かであり、容齋三筆（卷一六）の唐世辟寮佐有詞の條には

唐世節度觀察諸使。辟置僚佐。以至州郡差掾屬。諛語皆用四六。大略如告詞。云々

とあつて最後に一例として後梁の貞明二年三月の諛を採録してゐるが、それによつても亦當時形式的にもせよ藩鎮の僚佐辟置に當つては敕裁を経べきものなる事が知られるのである。

然るに通鑑によれば代宗の永泰元年七月の條に承德節度李寶臣や魏博節度使田承嗣・相衛節度使薛高・盧龍節度使李懷仙等は安史の餘黨を收めて勁卒數萬を擁し、兵を治め城を堅固にして恣に文武の將吏を置署した事が記されてあり、又大曆十二年十二月の條には平盧節度使李正己や前記田承嗣や李寶臣が夫

々各地に蟠據せる狀を述べて

雖奉朝廷。而不用其法令。官爵甲兵租賦刑殺。皆自專之。……以是雖在中國。名藩臣。而實如蠻貊異域焉。

とまで稱してゐるのである。而て不平の徒が多く身を寄せ、大いに驥足を展し得たのはかゝる節度使の許に於てであつたことは言ふまでもない。

鈴木博士の注意せられた韓愈の送董郡南序といふは

燕趙古稱多感慨悲歌之士。董生舉進士。連不得志於有司。懷抱利器。鬱々適茲土。吾知其必有合。董生勉乎哉。云々

とあるものそれである。更に二三の例を擧げるならば南部新書に

貞元中。仕進道塞。奏請難行。東省數月閉門。南臺唯一御史。今狐楚桂府白身判官七八年。奏官不下。由是兩河競辟才雋。抱器之士。往往歸之。用爲謀主。日以恣橫。元和以來始進用有序。(壬集)

と見え、また同書の丁集には

李山甫。咸通中不第。後流落河朔。爲樂彥禎從事。多怨朝廷之執政。嘗有詩云。勸君不用誇頭角。夢裏輸贏總未眞。

といふ話が見出されるが、文中樂彥禎とあるのは唐書卷二一〇にその傳のある魏博の節度使たりし人で

ある。この他、宋の王林の燕翼貽謀録にも

唐末進士不第如王仙芝輩唱亂。而敬翔李振之徒。皆進士之不得志者也。(卷一)

とあるなど、唐代の藩鎮跋扈の裏面には此等不遇の士が謀主として活躍してゐた事は毫も疑ひを容れないところである。而て選舉の紊亂は無論程度の差こそあれ他の時代にも見られるのであるが、唐代に於てはそれが殊に甚しくその結果は遂に彼等不遇の士をして軍閥と結合するに至らしめたのであつて、この點にも選舉史上に於ける唐代の一特異性が認められる譯である。

(七)

最後に、隋代に官吏登庸試験制度が創始せられた事によつて士農工商の四民に對して官界への門戸が開放せられ機會均等が約束されたと斷ずる事が出来るかどうかにか就いて一言し度いと思ふ。

元來支那の封建的社會にあつては士・庶の別が嚴存し、その間に四民異居・職業の世襲・通婚の禁・仕進の禁等の規定の存した事は志田不動麿氏が「支那に於ける商人身分の諸規定と奢侈禁止令」(社會經濟史學二ノ十一、十二なる論文に於て説かれてゐるところである。今試みに漢書景帝紀の後元二年五月の詔を見るに

其唯廉士寡欲易足。今訾算十以上迺得官。廉士算不必衆。有市籍不得官。無訾又不得官。朕甚愍之。

嘗算四得官。亡令廉士久失職。貪夫長利。

とあつて、應劭は之に對して「賈人有財。不得爲吏」と注してゐるによつて當時商人仕進の禁の存した事を立證し得るのである。然るにその後社會の進むに連れて商人階級の擡頭が著しくそれと共に仕進の禁も次第に弛緩し勝ちとなつたが更に南北朝に入るに及んでは商人仕進の禁は全く廢棄同然の有様となり、富商大賈やさては富胡の如きまでが自由に任官の機を得る事が出來て官界の腐敗はその極に達したかの觀があつた。さればかゝる亂脈の後を受けて統一の業を完成した隋の高祖は開皇十六年六月甲午を以て「工商不得進仕」を嚴に規定したのである。唐もまた之を襲つて大體同一の方針を以て臨んだものの如く、唐六典に

凡官人。身及同居大功已上親。自執工商。家專其業。不得入仕。(吏部郎中條)
と見え、又

辨天下之四人。使各專其業。風習學文武者爲士。肆力耕桑者爲農。工作貿易者爲工。屠沽興販者爲商。工商之家。不得預於士。食祿三人。不得奪下人之利。(戶部郎中員外郎條)

とあるのはすべてかゝる趣旨に出づるものと解せられるのである。その他韓愈が「上宰相書」に於て自ら

今有人。生二十八年。名不著於農工商賈之版。

と言つてゐるのも、彼がその身分上官吏たるの資格に於て缺けるところ無きを表明せる語と見るべきであらう。宇都宮學士は太平廣記によつて賈人の子弟も登科してゐる事を立證せられてをり、従つて唐代に於て右の方針が恪守勵行されたとみる事には多少の困難を感ずる譯であるが、原則としてはやはり商工階級の仕進を禁ずる方針であつたと見られるのであり、また事實彼等の仕官は多くは賣官等による例外的な場合に屬するものであつた如くである。

次に新選舉制の實施によつて天下の英才は自由に科試に應ずるを得「數寸の管を操り、盈尺の紙に書して、高きは以て爵位を釣るべし」と稱せられたとはいへ、事實は天下萬人にかゝる機會が均等に與へられてゐた譯ではなかつたし、よし與へられてゐたにしろ、「五十少進士」など稱せられたあの激烈な競争場裡に在つて名を成すまでに要する多額の受験費用は相當の有産階級に非ざれば支へきれぬものではなかつたから、經濟的理由からしても寒人の官界進出は極めて困難たるを免れなかつた。況んや科場は情實の支配するところとなり了り、「有司者好惡出於其心」といふ有様であつてみれば、中正制度を廢して直接受験者本人に就いてその人物才能を試みんとする新制度を採用した意義が果して何處に存するかをさへ疑はざるを得ない位である。されば科舉制の實施によつて支那に學問の普及・文化の統一が齎された事は充分に認められるとするも、これが爲めに官吏の素質が遽かに向上し、政治の倫理化が急速に實現したと説くならばそれは新制度の意義を殊更に高く評價せんとする餘り、これが運用の實際を全く

閉却せる議論なりと言はざるを得ないのである。

要するに唐代の選舉に於てはなほ六朝的殘滓とも見るべきものが多分に認められ、科舉制度の眞精神は未だ充分に發揮せられるゝには至つてゐないのであつて、選舉史上唐代を以て過渡期と見做さざるを得ない理由も亦こゝに存してゐる。

なほ唐代選舉の實情を充分に考察せんが爲めには更に試験制度と學制との關係や銓法など當然觸れねばならない問題が多々殘されてをり、又敘述の上に於ても史料の羅列に終つた感があるけれども今は一先づこれを以て擱筆し他日の補正を期し度いと思ふ。

(註一) 隋代の科目に關しては隋書本紀を、國子生に對する策問のことは同書卷四九、房暉遠傳參照。

(註二) 舊唐書の孔穎達・韋雲起・薛收・杜正倫・房喬・楊素の各傳參照。

(註三) 「隋唐の盛世」十一頁(東洋文化史大系第七卷)

(註四) 支那社會史中の「隋唐初の官吏登庸法の一般社會に與へたる影響」一〇七頁(支那地理歴史大系第七卷)參看。

(註五) 清國行政法第三卷、四五〇—五一

(註六) 「魏晉南北朝通史」及び「南北朝に於ける私會經濟制度」所收の諸論文參照。

(註七) 勝又憲次郎氏「秀才の辨」(東方學報東京第六冊)參考。

(註八) 文獻通考卷二九

(註九) 帖經とは通典卷一五によれば

以所習經。掩其兩端。中間開一行。裁紙爲帖。凡帖三字。隨時增損。

とあつて、經書の本文並びに注のある一行中の三字に張紙をし、その一行のみを示して張紙の部分の字句に答へしめるものであるが、天寶十一載に至り、前後の一行宛を加へて三行を示す事に改められた。

(註一〇) 瀧川政次郎博士「龍筋鳳髓判について」社會經濟史學一〇ノ八

(註一一) 唐韓昌黎集卷三十一

(註一二) 通鑑卷二四三、太和二年の條及び舊唐書卷一九〇下劉蕡傳參看。

(註一三) 通典卷一七。濱口重國氏「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」(二) 史學雜誌四五ノ二

(註一四) 同前

(註一五) 「唐代官僚書積に就ての一考察」東亞八ノ八、一二六頁

(註一六) 北夢瑣言卷九參看。

(註一七) 宇都宮氏「唐代貴人に就ての一考察」史林一九ノ三、四八八―九頁

(註一八) 通鑑卷二二五、舊唐書卷一一九崔祐甫傳參看。

(註一九) 柳柳州全集卷二、唐宋八家文卷八所收。

(註二〇) 通鑑卷二四一、長慶元年三月の條にも

文昌言於上曰。今歲禮部。殊不公。所取進士。皆子弟無識。以關節得之。と見えてゐる。

(註二一) 「上賈滑州書」韓昌黎外集第二卷

(註二二) 「上宰相書」韓昌黎集第一六卷

(註二三) 柳河東集卷三六

(註二四) 同前

(註二五) 裴思謙云々は「摭言」卷九を、武陵之薦杜牧は同書卷六、黃裳之訪尹樞は同じく卷八參看。

(註二六) 王起放榜先問宰相所欲に關しては新唐書卷一六七王起傳に

起建言。以所試。宰相閱可否。然後付有司。議者謂起爲失職。

と見ゆ。沈綯の事は出典不明。牛庶錫贊卷は摭言卷八を、鄭蕪錯認は摭言卷八及び卷十三參看。

(註二七) 韓昌黎集卷三七、唐宋八家文卷三所收。

(註二八) 同前卷一九「送齊暉下第序」唐宋八家文卷四所收。

(註二九) 日知錄卷一七、座主門生條參看。

(註三〇) 本論文三二—三三頁參照

(追記) 通鑑卷一九〇に高祖の武德七年に中正制度が一時復活した如き記事が見えてゐる。何時迄存続したかは不明であるが幾許も

なく廢止されたものと思ふ。曰く

春正月。依周齊舊制。每州置大中正一人。掌知州內人物。品量望第。以本州門望高者領之。無品秩。